

各報道機関 様

KJ00502974
2025年8月1日

発信課	健康保健部保健所衛生検査課食品保健係
担当者	迫
連絡先	電 話 0 1 6 6 - 2 5 - 5 3 2 4 / 内線2973
	F A X 0 1 6 6 - 2 6 - 8 2 0 1
	E-mail eiseikensa@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	令和7年8月1日 10時00分 ~ 令和7年8月7日 10時00分
発表項目 (行事名)	食中毒警報の発令について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	1 発令番号 第10号 2 発令日時 令和7年8月1日(金) 午前10時 3 解除日時 令和7年8月7日(木) 午前10時(144時間) 4 発令区域 旭川市内一円 5 発令基準 1 警報発令基準 1 発令日当日の最高気温28℃以上が予想される場合 2 前2日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上で、 かつ、前2日間のそれぞれの日平均湿度が85%以上の場合 3 前2日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上で、 かつ、前2日間のそれぞれの日平均湿度が85%以上の場合 4 その他保健所長が特に必要と認める場合 発令中の注意事項 1 調理前、食事前、トイレの後などはよく手を洗うこと。 2 食品、原材料の常温放置をさけ、冷蔵庫などで保管すること。 3 食品は、中心部まで十分に加熱して食べること。 4 生鮮食品は、できるだけ早く調理し、早めに食べること。 5 ふきん、まな板等の調理器具の洗浄、殺菌を励行すること 6 焼肉等の際は、生肉を取り扱う器具と食べる箸を使い分けること。
添付資料	有 ☐ 無 ☒
報道(取材)に当 たってのお願い	
備 考	